

み 監 第 56 号
令和7年10月 6日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

同 武 田 光 邦



令和7年度財政援助団体等に対する監査結果の報告について（提出）

地方自治法第199条第7項に規定に基づき、本町の財政援助団体でその額が200万円を越える31団体（うち、22団体は多面的機能支払交付金団体、通称「農地・水・環境」）に対し、監査を行いましたので、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和7年度財政援助団体等に対する監査報告書

第1 監査の概要

今回実施した令和6年度分の財政援助団体等監査は、本町から財政援助を受けている団体のうち、その額が200万円を超える31団体（うち、22団体は多面的機能支払交付金団体、通称「農地・水・環境」）に対し、以下の要領で行った。

1 監査実施時期と対象団体名

(実施月日)	(団体名)
9月29日	伝統文化保存協会 文化連盟 スポーツ協会
9月30日	商工会 社会福祉協議会
10月2日	三根、中原及び北茂安土地改良区
10月3日	多面的機能支払交付金団体 民生委員児童委員協議会

2 監査の着眼点

本監査は、町から独立した団体等に関する監査であるので、町の補助金又は負担金とその補助目的等に合致して適切に費消されているか否かと記帳管理等が的確に実施されているかどうかに着目して行った。

3 監査の実施方法等

本監査の対象となる団体等は、内部監査のほか、国・県等の監査や会計検査を受けることもあるため、上記着眼点からの適否等を判定できる範囲内での調査、点検に止め、極力短時間で簡潔に行うこととした。

そこで、町所管課職員の立会いの下、極力当該団体の事務所に出向いて行った。監査手法としては、令和6年度における当該団体の活動状況と決算に関し、団体の代表者及び会計担当者とヒアリングを行うとともに、関係帳簿や預金通帳の点検、確認を行った。

第2 監査の結果

今回監査対象の31団体では、町からの補助金や負担金名目の財政援助金は、その交付目的に沿って適正に費消されており、また、決算全体も預金通帳等と正確に符合していた。全般的に適切な管理運営がなされていると認められた。

以上